

「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（連結）

銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁告示第 28 号）（平成 24 年 3 月 30 日公布）附則第 3 条に定める経過措置により、平成 28 年 6 月 30 日（「計算日」といいます。）時点の適格旧 Tier1 資本調達手段及び適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち、その他 Tier1 資本に係る基礎項目及び Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入することができない額は、それぞれ以下のとおりです。

その他 Tier1	
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額 (平成 25 年 3 月 31 日時点の適格旧 Tier1 資本調達手段の額) …①	16,575 億円
基準額に乗じることとされる計算日に適用される率 …②	60 %
計算日の適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額 (その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) …(A) =①×②	9,945 億円
計算日の適格旧 Tier1 資本調達手段の額 …(B) (注 1)	11,939 億円
うち、(三菱 UFJ フィナンシャル・グループが発行する優先株)	0 億円
(三菱 UFJ フィナンシャル・グループの特別目的会社が 発行する優先出資証券) (注 2)	11,945 億円 (7,020 億円) (2,300 百万米ドル) (1,250 百万ユーロ) (550 百万英ポンド)
計算日の適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうち、その他 Tier1 資本に係る 基礎項目の額に算入できないものの総額 …(B)－(A) (ただし、当該額が零を下回る場合にあっては零とする。)	1,994 億円

(注 1) 当社の連結子会社（銀行子会社を除く）が上表掲載の資本調達手段を保有している場合、その額を内部消去しております。したがって、資本調達手段別の内数の合計額が (B) の金額を上回る場合があります。

(注 2) 外貨建て調達手段の場合は、当該特別目的会社の決算日である 2016 年 4 月 22 日の三菱東京 UFJ 銀行公表相場仲値で円換算。括弧内は原通貨による調達手段の額を表示。

(Tier2 については次ページに掲載)

Tier2	
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額 (平成 25 年 3 月 31 日時点の適格旧 Tier2 資本調達手段の額) …③	26,499 億円
基準額に乗じることとされる計算日に適用される率…④	60 %
計算日の適格旧 Tier2 資本調達額に係る算入上限額 (Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) …(C) = ③ × ④	15,899 億円
計算日の適格旧 Tier2 資本調達手段の額 …(D) (注 3)	16,321 億円
うち、(三菱東京 UFJ 銀行が発行する国内公募劣後債)	9,609 億円
(三菱東京 UFJ 銀行による劣後ローン借入)	3,530 億円
(三菱東京 UFJ 銀行の特別目的会社が発行する私募劣後債)	707 億円
(三菱東京 UFJ 銀行の海外連結子会社が発行する公募劣後債) (注 4)	40 億円 (36 百万米ドル)
(三菱 UFJ 信託銀行が発行する国内公募劣後債)	2,146 億円
(三菱 UFJ 信託銀行が発行する私募劣後債)	100 億円
(三菱 UFJ 信託銀行による劣後ローン借入)	306 億円
計算日の適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち、Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入できないものの総額 …(D) - (C) (ただし、当該額が零を下回る場合にあっては零とする。)	421 億円

(注 3) 当社の連結子会社（銀行子会社を除く）が上表掲載の資本調達手段を保有している場合、その額を内部消去しております。したがって、資本調達手段別の内数の合計額が (D) の金額を上回る場合があります。

(注 4) 当該海外連結子会社の決算日である 2016 年 3 月 31 日の三菱東京 UFJ 銀行公表相場仲値で円換算。括弧内は原通貨による調達手段の額を表示。